

千里金蘭大学「動物実験規程」

[平成22年5月27日制定]

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 本規程は、千里金蘭大学（以下「本学」という。）において実施する動物実験等に関して、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成18年6月1日改正施行）（以下「法」という。）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）（以下「基準」という。）」、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示）（以下「基本指針」という。）」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月1日）を参考に、科学的観点、動物福祉・動物愛護の観点及び環境保全並びに安全管理の観点から、適正な動物実験等の実施方法を定めるものである。
- 2 本学において行われる動物実験等の実施については、法、基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（環境省告示第105号）（以下「処分指針」という。）及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び基準並びに基本指針に即し、次の三原則に基づき、適正に実施しなければならない。
- (1) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
 - (2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する
方法に代わり得るものを利用することに努めなければならない。
 - (3) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に
供される動物の使用数を少なくすることに努めなければならない。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験等の利用に供するため、動物実験施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験施設等とは、動物実験等を実施する実験室等及び実験動物を飼養保管する施設・設備をいう。
- (4) 動物実験施設管理者(以下「管理者」という。)とは、実験動物および施設を管理する者で、部局の長がこれにあたる。
- (5) 実験動物管理者とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。

- (6) 動物実験計画とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者とは、動物実験を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者とは、動物実験実施者が所属する学科の長がこれにあたり、当該学科の動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 指針等とは、基本指針、基準及び処分指針をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して統括責任を負うものとする。

- 2 学長は、実験動物を適正に飼養保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識および経験を有する者を実験動物管理者に任命する。
- 3 学長は、次条第1項の千里金蘭大学動物実験委員会、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開およびその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を行う。

(動物実験委員会)

第4条 この規程の適切な運用を図り、動物実験の立案・実施等に関して指導・助言を行うために、千里金蘭大学動物実験委員会を設置する。

- 2 動物実験委員会は、動物実験委員会規程に従い、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。
 - (1) 動物実験計画が法及び指針等並びに規程などに適合していること
 - (2) 動物実験計画の実施結果に関すること
 - (3) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること
- 3 動物実験委員会に関して必要な事項は、別に規程を定める。

(動物実験計画の申請)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を実施する場合、動物実験計画を立案し、所定の「動物実験実施計画書」を学長に提出し、予め実施の承認を得なければならない。

(動物実験計画の立案)

第6条 動物実験計画の立案にあたっては、第1条第3項に掲げる原則に基づき、次の事項を踏まえ、研究の意義及び動物実験等の必要性の他に科学上の利用目的を達することができる範囲内において、適正な動物実験等の方法を選択しなければならない。

- (1) 科学的合理性に基づくとともに、動物実験等により取得するデータの信頼性を確保する等の観点から、動物実験計画を立案すること。
- (2) 実験動物の選択にあたっては、動物実験等の目的に適した動物種の選定、実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(動物実験等の実施)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法及び指針等並びに本学の規程に従うとともに、特に以下の事項に配慮しなければならない。

- (1) 動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。
- (2) 物理的、化学的に危険な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえて、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえて、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して注意を払うこと。

- 2 動物実験実施者は、動物実験により環境汚染を生じないように十分配慮しなければならない。
- 3 動物実験実施者は、実験動物又は施設設備に異常を発見した場合は、直ちに、管理者等に報告しなければならない。
- 4 動物実験実施者は、自己の管理する実験動物の数について常に把握しなければならない。

(動物実験結果の報告)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等の終了後速やかに、所定の「動物実験結果報告書」により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(動物実験の差し止め)

第9条 学長は、動物実験実施者がこの規程に反した場合には、当該動物実験を差し止めることができるものとする。

(実験動物施設等)

第10条 実験動物の飼養保管及び動物実験等を適正かつ円滑に実施するために、千里金蘭大学7号館に動物実験施設を設置する。

- 2 前項の施設以外に新たに動物実験を行うための実験室を設置しようとするとき、動物実験責任者は、「動物実験室設置承認申請書」を作成し、管理者の了承のうえ、学長の承認を得なければならない。学長は、当該申請書を実験動物委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定する。

(飼養保管施設の要件)

第11条 実験動物の飼養保管においては、人や実験動物の安全と健康の保持、生態系への影響に配慮しなければならない。飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物の安定した飼育に適切な温度、湿度、換気、照度等が維持できること
- (2) 動物種や飼育匹数に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(実験室の要件)

第12条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲し易い環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造であること
- (3) 常に溝溜り状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設等の維持管理)

第13条 管理者は、飼養環境の汚染等により実験動物が傷害を受けることのないよう施設設備の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、動物実験施設等への入退室管理のための適切な措置を講じなければならない。
- 3 動物実験施設等において防疫管理上に不適切な実験動物が発見されたときは、管理者は速やかに関係者と協議し、必要な措置をとらなければならない。

(動物実験施設等の利用手続き)

第14条 動物実験施設利用者は、管理者に利用申請を行い、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けるものは、第16条に規定する教育訓練を受けなければならない。

(緊急時の対応)

第15条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第 16 条 学長は、動物実験利用申請者に対して、次の事項に関する所定の教育訓練のための必要な措置を講じなければならない。

- (1) 関連法令、条例、指針等及びこの規程に関する事項
- (2) 動物実験の方法及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 動物実験施設の利用に関する事項
- (6) その他動物実験等の適切な実施に関する事項

- 2 管理者は、動物実験講習会の実施日、実施内容及び受講者名の記録を保存するとともに、受講者を施設利用者として登録しなければならない。

(自己点検・評価)

第 17 条 学長は、動物愛護に配慮した科学的な動物実験等の推進を図るため、規程等への適合性に関し、動物実験委員会、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、定期的に自己点検・評価及び検証を行うものとする。

(情報公開)

第 18 条 学長は、動物実験等に関する情報（動物実験等の実施に関する規程、動物実験等に関する自己点検・評価及び検証の結果）について、個人情報や研究情報の保護に配慮しつつ、適切な方法で公開することにより、動物実験等の実施に関する社会的透明性の向上に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、大学協議会においておこなう。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。